

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

中期計画

第3期（令和3年度～令和7年度）

地方独立行政法人りんくう総合医療センター

目次

前文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために とるべき措置

- 1 質の高い医療の提供
 - (1) 災害医療・救急医療
 - (2) 小児医療・周産期医療
 - (3) 高度医療・先進医療の提供
- 2 医療水準の向上
 - (1) 医療職等の人材確保
 - (2) 施設、医療機器等の計画的な整備
- 3 患者・住民サービスの向上
 - (1) 診療待ち時間等の改善
 - (2) 患者中心の医療
 - (3) 院内環境の快適性向上
 - (4) 職員の接遇向上
 - (5) 患者・住民への情報発信
 - (6) 医療安全管理の徹底
- 4 地域医療機関等との連携強化
 - (1) 地域の医療機関との連携
 - (2) 地域医療への貢献

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 運営管理体制の強化
- 2 効率的・効果的な業務運営
 - (1) 目標管理の徹底
 - (2) 人事給与制度
 - (3) 職員の職務能力の向上

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 資金収支の改善
- 2 収入の確保と費用の節減
 - (1) 収入の確保
 - (2) 費用の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 感染症対策
- 2 国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び協力
- 3 コンプライアンスの推進
- 4 地域医療構想への対応について

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算（令和3年度～令和7年度）
- 2 収支計画（令和3年度～令和7年度）
- 3 資金計画（令和3年度～令和7年度）

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- 2 想定される短期借入金の発生理由

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第9 剰余金の使途

第10 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 徴収猶予、減免等

第11 地方独立行政法人りんくう総合医療センターの業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画（令和3年度～令和7年度）
- 2 中期目標の期間を超える債務負担
- 3 積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人りんくう総合医療センターは、平成23年4月の設立以来、「納得と安心感を与える医療を実践します」、「良質で適切な医療を提供します」及び「医療活動を通じて社会に貢献します」を基本理念として、病院運営を図ってきた。

第2期中期計画期間中、平成29年度から2か年にわたり実施した財政再建プランの結果を踏まえ、収益確保対策や材料費の削減などの取組を継続して行うとともに、災害医療、救急医療、小児医療、周産期医療、高度専門医療の充実など質の高い医療の提供に努めてきた。また、平成30年4月には、医療実績が大学病院並みの医療レベルにあるということで厚生労働省から特定病院群（旧Ⅱ群）に指定されDPC係数が向上し、収益増に繋げることができた。

一方、医療を取り巻く環境としては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療と介護の連携と地域医療構想を踏まえた病床機能の分化が求められ、一病院で完結する病院完結型医療から医療・介護の連携を強化した地域完結型医療への変革に迫られている。加え

て、新型コロナウイルス対策について、病院は、圏域ごとに患者の症例により医療を分化しての対応に迫られている。

このような社会情勢の変化に対応し、高度急性期及び急性期機能を担う公的病院の役割を果たすため、地域の医療機関との連携のもと包括的な医療サービスを提供し、患者や地域に信頼される病院として人材育成に努め、法令遵守に基づいた効率的・効果的な病院経営を行う法人をめざし、ここに第3期中期計画を定める。

第1 中期計画の期間

第3期中期計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 質の高い医療の提供

(1) 災害医療・救急医療

①災害医療

災害拠点病院として、関係機関と連携協力を図りながら、必要な医療救護活動及び救急医療活動を実施する。

非常時にも継続して医療提供できるよう、平時から各種研修・訓練の実施、災害対策マニュアルの点検及び必要物品等の備蓄確認を徹底するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）の体制充実を図り、災害に備えた万全な体制を維持する。

②救急医療

ドクターヘリやドクターカーを活用し、重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く着実に受け入れる救急医療体制を整備し、「断らない救急」をめざす。

地域の三次救急医療機関として、メディカルコントロール（MC）による病院前医療救護体制を含む、泉州地域の救急医療体制の強化に向けて中心的役割を果たす。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
救急患者応需率（りんくう分）	91.6%	90.0%
救急患者応需率（救命救急センター分）	89.7%	90.0%

【関連指標】

区 分		令和元年度 実績値
日本DMAT	医師	7人
	看護師	12人
	事務等	7人
大阪DMAT	医師	10人
	看護師	21人
	事務等	12人
救急外来患者数		11,739人
うち救急車搬送患者数		6,350人
うち救急入院患者数		3,667人

(2) 小児医療・周産期医療

①小児医療

地域の医療機関との連携及び役割分担のもと、小児医療体制の充実を図る。関係医療機関と共同で行う病院群輪番制により、小児救急医療体制を維持し、入院患者を中心に受入れる。

②周産期医療

地域医療機関との役割分担のもと、NICU（新生児集中治療室）等を適切に運用し、ハイリスクな出産、合併症妊婦、疾病新生児、早期産児等への安心・安全な周産期医療を提供するとともに、泉州広域母子医療センターの安定的な運営を図る。

【関連指標】

区 分	令和元年度 実績値
小児科救急外来患者数	618人
うち小児科救急入院患者数	78人
NICU(新生児集中治療室)患者数	1,561人
分娩件数	806件
うち帝王切開	201件
うちハイリスク分娩	511件

備考：ハイリスク分娩とは、早産、高齢出産、多胎出産、妊娠糖尿病などの合併症で危険性の高い分娩をいう。

(3) 高度医療・先進医療の提供

①高度・専門医療の提供

内科的・外科的な急性期医療を安定して提供するため、医療スタッフの専門資格取得の促進や分野ごとの専門スタッフの育成、最新の治療技術の導入など、高度で専門的な医療の提供に積極的に取り組む。

②がん

大阪府がん診療拠点病院としての役割を果たし、手術、化学療法及び放射線治療を効果的に組合せた集学的治療を提供するとともに、相談体制及び緩和ケア体制を充実させる。また、多職種によるチーム医療を推進することで、がん診療の水準の向上を図る。

③脳卒中・急性心筋梗塞

脳卒中、急性心筋梗塞等の循環器救急搬送患者の受入れ窓口の一元化のもと、早期治療および高度専門医療を提供する。さらに、リハビリテーション部門等との連携を強化し診療機能の充実を図る。

④糖尿病

食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせたチーム医療による教育入院を強化するとともに、合併症治療など専門的な医療を提供する。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
がん患者数	1,850人	1,900人
脳血管障害患者数	566人	570人
循環器疾患患者数	1,750人	1,750人
糖尿病患者数	235人	300人
がん手術件数	733件	800件

備考：がん患者数、脳血管障害患者数、循環器疾患患者数、糖尿病患者数は、
主傷病名による入院患者数

2 医療水準の向上

(1) 医療職等の人材確保

①医療職の確保と育成

診療能力が高く資質の優れた医師をはじめ、チーム医療を推進するための多様な医療専門職について人材の確保に努める。また、研修棟機能を活用し、臨床研修医及び後期研修医を積極的に受け入れる。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

職員満足度調査を定期的の実施し、職員ニーズを把握するとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した、やりがいのある、働きやすい職場環境の実現に向け、就労環境の向上を図る。

【関連指標】

区 分	令和元年度 実績値
臨床研修医数（初期）	11人
後期研修医数	25人
医学生実習受入人数	112人
看護学生実習受入人数	481人
薬学生実習受入人数	6人
放射線実地研修受入人数	13人
救命士病院実習受入人数	229人
職員満足度調査 (職場として勧めたいと思う割合)	21.9%

(2) 施設、医療機器等の計画的な整備

①医療機器の更新・導入等

保守点検の実施状況、使用状況、修理状況、購入年、費用対効果、地域の医療機関との連携状況、医療ニーズ及び医療技術の進展等を総合的に考慮して優先順位付けを行い、計画期間中に耐用期間を迎える機器を中心に更新する。複数診療科で使用され医業収益の改善に繋がるなど費用対効果が期待されるものについて新規導入を検討する。

医療法の規定に従い、膨大な数の医療機器情報の一元化を図る「医療機器管理システム」を構築し、効率的な整備を進め、機器の効果的な運用及び安全管理の徹底を図る。

②施設・設備の改修等

対象工事の選定については、施設・設備の老朽化状況、役割機能、利用状況、重要性等を総合的に考慮して優先順位付けを行い、計画期間中に耐用年数を迎える設備面を中心に工事を実施する。

【医療機器管理システムの構築・目標工程】

	実績	目標				
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療機器管理システムの構築	—	調査	構築作業・試行		実施	見直し

3 患者・住民サービスの向上

(1) 診療待ち時間等の改善

外来診療の待ち時間、検査・手術待ちの現状を把握するとともに、患者やその家族等が院内で快適に過ごせるよう、必要な業務改善を図る。

(2) 患者中心の医療

①インフォームド・コンセントの徹底

治療の選択について患者の意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底し、患者及び家族の信頼と納得に基づいた診療を行う。

②セカンドオピニオンの強化

患者及びその家族が、病状や治療法等について、主治医とは別の専門医に意見を聴くセカンドオピニオンを求めた場合に、適切に対応できるよう相談体制の強化に努める。また、医療相談窓口及びがん相談支援センターの機能の充実を図る。

③クリニカルパスの推進

入院患者に治療計画をわかりやすく理解してもらうため、クリニカルパスの充実を図る。

④医療情報の提供の推進

専門医療等に関する情報をはじめ、退院後の生活支援を含む患者の視点に立った医療情報について、ホームページ、SNS等様々なツールや機会を利用し、その提供に努める。

⑤患者サポートセンターの充実

入退院に関して多職種による患者サポートを行うとともに、病床管理を一元化して効果的・

効率的な退院・転院調整をコントロールし、患者が安心して療養できる環境づくりに努める。

⑥オンライン診療の研究

診療報酬の改定内容を踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、患者が安心して利用できるオンライン診療の提供のあり方について研究を進める。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
クリニカルパス適用率	44.6%	45.0%

【関連指標】

区 分	令和元年度 実績値
セカンドオピニオン実施件数	4 件
がん相談支援センター相談件数	1,912 件
クリニカルパス種類数	273 件
クリニカルパス適用件数	4,355 件
患者サポートセンター利用者数	4,701 人
在宅復帰・病床機能連携率	87.3%

(3) 院内環境の快適性向上

患者や来院者に、プライバシー確保に配慮した、より快適な環境を提供するため、院内整理・清掃を徹底するとともに、施設・設備について計画的に改修・補修を行う。

(4) 職員の接遇向上

①患者サービスの向上

院内に設置している意見箱、患者アンケート及び医療相談等を通して、患者の意向をとらえ、サービスの向上につなげる。

②接遇研修の実施

接遇研修を開催し、全職員が常に患者や家族の立場に立ち、誠意を持った対応をすることに取り組む。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
患者満足度調査 外来（満足 + やや満足）	81.6%	85.0%
患者満足度調査 入院（満足 + やや満足）	90.2%	92.0%

(5) 患者・住民への情報発信

①市事業への協力

患者・住民の、医療・健康に対する関心及び病院への理解を深めるため、市の保健担当部局が実施する小児医療・予防関係をはじめとした事業への協力を努める。

②様々な媒体による集患を意識した情報発信

ホームページの見直しやSNSの活用方法の検討などを行い、様々な媒体を通じて、患者に

選んでもらえる病院であるために必要な情報を発信する。

【関連指標】

区 分	令和元年度 実績値
市民公開講座開催数	8回
市民公開講座参加者数	332人

(6) 医療安全管理の徹底

①医療安全対策の徹底と安全文化の醸成

全職員が患者の安全を最優先に、万全な対応を行うことができるよう、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、医療事故の予防に取り組む。また、院内で発生したインシデント・アクシデントについて、内容を分析し、全職員に周知し、再発防止に取り組む。

②患者・家族等の安全及び職員の健康確保

感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施し、院内感染対策を的確に行う。

【関連指標】

区 分	令和元年度 実績値
医療の質と安全管理委員会の開催数	12回
研修会・学習会の開催数 (平均参加率)	13回 (65.9%)
院内感染対策委員会の開催数	12回
講演会・研修会の開催数 (平均参加率)	2回 (90.1%)

4 地域医療機関等との連携強化

(1) 地域の医療機関との連携

地域の医療機関のニーズを把握し、機能分担を明確にし、医師会等と協力して「なすびんネット(診療情報を相互共有できるネットワークシステム)」の活用を進めること等により、病病・病診連携を強化する。

紹介患者の確実な受入れと患者に適した医療機関への紹介を行い、在宅復帰が円滑にいくよう地域医療支援病院としての機能を強化する。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
紹介率	59.1%	56.0%
逆紹介率	116.4%	108.0%

備考：地域医療支援病院の基準は、紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上を満たすこと。

【関連指標】

区 分	令和元年度 実績値
地域連携クリニカルパス実施件数	260件
りんくう医療ネットワーク登録医数	389人

(2) 地域医療への貢献

医療・介護・福祉機関等との連携強化を図り、関係機関相互のネットワークづくりに貢献し、地域包括ケアシステムの中で泉州地域の基幹病院（地域医療支援病院）として求められる役割を担う。

【関連指標】

区 分	令和元年度 実績値
りんくうカンファレンス開催数	5回
クリニカルレベルアップセミナー開催数	7回
地域医療機関研修生受入（看護師）研修会開催数	57回

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営管理体制の強化

全ての職員が病院の基本理念、基本方針、経営状況及び課題を共有し、自律的に運営を行う組織風土を醸成し、外部評価等を踏まえ業務の改善及び効率化を図る。

各部門が専門性を発揮し、医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、経営基盤を支える組織体制を構築する。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 目標管理の徹底

①PDCAサイクルによる本計画の着実な達成

毎月の収支報告、病院の経営分析、本計画の進捗状況管理などにより、業務運営の改善を継続的に行う。また、進捗に遅れが出ている場合は、原因の分析と解決方法の検討を行う。

②各診療科における達成すべき目標の設定

医業収益の向上のため、各診療科において目標を設定し、その達成に向けて取組を進めるとともに、複数診療科または多職種にまたがるような案件については、各種院内委員会において検討する。

③職員の病院運営参画への意識の向上

本計画の、具体的な数値の達成状況等を含む事業報告を広く周知することにより、職員の病院運営への参画意識の向上を図る。

(2) 人事給与制度

①人事評価システムの改善

職責に応じた職員の努力が正当に評価される人事評価システムを、早急に検討し、運用を始める。

②公平で適正な人事給与制度の導入

新しく導入する人事評価システムのもと、職責に応じた勤務成績を反映することにより働きがいを実感できるとともに、法人の業務実績に応じた公平で適正な人事給与制度を導入する。

【人事評価システムの改善・公平で適正な人事給与制度等の導入 目標工程】

	実績	目標				
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人事評価システムの改善・公平で適正な人事給与制度等の導入	部門目標管理 個人目標管理	検討のため WG等設置・協議	WG等協議	制度策定	制度試行	制度 本格実施

(3) 職員の職務能力の向上

①人材育成方針・人材育成計画の策定及び推進

職員一人ひとりがその使命を理解し、期待される役割を自ら考え行動できるよう職員の意識改革を進め、経営マインドを持った人材を育てるため、人材育成方針・人材育成計画を策定する。

市からの派遣職員を低減できるように、人材育成計画を推進し、プロパー職員の職務能力の向上を図る。

②医療職の専門性の向上

「泉州南部卒後臨床シミュレーションセンター」を活用し、初期・後期研修医から卒後10年目程度の若手医師をはじめ、泉州南部地域の医療を支える医療従事者を対象とした、臨床技能の習得並びにチーム医療の充実を図る。

診療実績や新たな知見を、学術的な研究の成果として学会及び論文での発表を推奨し、専門性の向上を図る。

専門看護師及び認定看護師等の資格取得を促進し、看護職の専門性の向上を図る。

③事務職の資質向上

社会環境の変化に伴い、複雑・多様化、高度化する病院課題を的確に捉え、その解決に向け、柔軟かつ積極的に挑戦し、「考動」できる事務職の養成を図る。

計画的なジョブローテーション等を行い、医事部門から管理部門まで幅広く活躍できる人材を育成する。

【人材育成方針・人材育成計画の策定及び推進・目標工程】

	実績	目標				
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人材育成方針・人材育成計画の策定及び推進	—	育成方針検討WG設置	育成方針策定 育成計画策定	実施	見直し	見直し

【関連指標】

区分	令和元年度 実績値
指導医数(延人数)	64人
専門医数(延人数)	168人
認定医数(延人数)	73人
専門看護師数	3人

認定看護師数	21 人
学会発表件数	359 件
論文等掲載件数	195 件

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資金収支の改善

市から交付される運営費負担金のもと、ふるさと納税・メディカルプロジェクト（医療環境整備）の寄附拡充のための広報等に取り組み、高度医療、救急医療及び小児医療などの政策医療を安定的かつ継続的に提供できるよう、医業収益の向上と経費の節減に努め、単年度収支の黒字化と資金収支の改善を図る。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
経常収支比率	100.1%	101.8%
医業収支比率	88.9%	92.6%

備考：経常収支比率は、経常収益÷経常費用

医業収支比率は、医業収益÷(医業費用＋一般管理費)

2 収入の確保と費用の節減

(1) 収入の確保

①収入の確保

救急患者や紹介患者の確保に努め、病床稼働率の向上を図る。また、施設基準の取得など診療報酬の改定や関係法令の改正等に迅速かつ的確に対応し、収益の確保を図る。

②請求漏れ・未収金発生の防止

診療報酬請求におけるチェック体制を強化し、請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止策や少額訴訟制度の活用など法的措置を含めた回収を行う。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
病床稼働率（一般）	92.7%	93.9%
入院患者数	128,223 人	129,620 人
入院診療単価	83,005 円	86,371 円
手術件数	4,469 件	4,500 件
平均在院日数	12.1 日	11.9 日
外来患者数	205,860 人	205,945 人
外来診療単価	14,305 円	15,315 円
新入院患者数	9,769 人	10,234 人

(2) 費用の節減

①業務の効率化・業務委託の適正化

市場調査に基づく価格交渉の継続実施、在庫管理の徹底、多様な契約手法の活用等により、費用削減を図る。

②後発医薬品の使用促進

適正な後発医薬品の使用促進により、患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。

③消耗品費等の経費節減の徹底

職員のコスト意識を高め、経費節減の徹底を図る。

【目標値】

区 分	令和元年度 実績値	令和 7 年度 目標値
後発医薬品使用率	90.3%	90.3%
材料費比率	27.3%	27.0%
経費比率	17.1%	16.3%
職員給与費比率	62.5%	60.6%

備考：材料費、経費、職員給与費の各比率は、医業収益に対する各費用の割合。後発薬品使用率は使用量ベース

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 感染症対策

関西国際空港に近接する立地から、特定感染症指定医療機関として専門スタッフを確保するとともに、救命救急センターと連携して危機管理機能の充実を図る。

新興感染症から地域の住民を守り、感染症対策の指導的役割を果たすため、市、地元医師会、検疫所、保健所等と連携協力し必要な体制を確保する。

経営への影響を最小限に留めるため、新型コロナウイルス等への診療等に関する情報を共有し、全職員で院内感染対策を徹底するとともに、国・府・市と連携し、経営回復のための方策を講じる。

2 国際医療交流拠点づくり地域活性化総合特区の活用及び協力

外国人患者への医療サービスの充実を図るため、関係医療機関と協力し、遠隔医療通訳システム、医療通訳者の確保及び養成などの環境整備について取組む。

3 コンプライアンスの推進

内部監査の強化のほか、「業務マニュアル」や「リスク対応マニュアル」の整備を行い、リスク管理を推進するとともに、情報セキュリティ体制の強化に取組み、内部統制の充実を図る。

全職員が医療従事者としてふさわしい倫理観を持ち、医療法をはじめとした関係法令への理解が深まるように研修会等を開催する。

【業務マニュアル等の整備・目標工程】

	実績	目標				
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
業務マニュアル等の整備	—	検討・作成	実施	見直し	見直し	見直し

4 地域医療構想への対応について

地域の医療需要等を踏まえ、経営改善の観点から、病院の医療資源や医療機能等の効果的・効率的な活用を検証する。

市からの求めに応じて、地域医療全体の機能向上のための医療連携や広域連携の在り方について、国の動向を注視し、検討する。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度～令和7年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	83,274
医業収益	69,549
運営費負担金	5,101
負担金収益	3,500
その他営業収益	4,864
受託収入	260
営業外収益	1,025
運営費負担金	349
その他営業外収益	676
資本収入	3,964
運営費負担金	150
長期借入金	2,739
その他資本収入	1,075
その他収入	6,000
計	94,264
支出	
営業費用	77,273
医業費用	73,960
給与費	41,471
材料費	20,775
経費	11,589
研究研修費	125
受託事業費	210
一般管理費	3,103
営業外費用	628
臨時損失	0
資本支出	10,705
建設改良費	2,938
償還金	5,101
長期借入金償還金	2,667
その他支出	6,126
計	94,734

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致していないものがある

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動等は考慮していない。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 43,126 百万円（一般管理費のうち 1,655 百万円を含む）を支出する。なお、当該金額は、役員報酬並びに職員給料、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

〔運営費負担金の負担基準等〕

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、料金助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和3年度～令和7年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	83,382
医業収益	69,568
運営費負担金・交付金収益	5,101
補助金等収益	3,881
救命負担金収益	3,350
資産見返補助金戻入	143
資産見返寄附金戻入	449
受託収入	260
その他営業収益	630
営業外収益	1,120
運営費負担金収益	349
その他営業外収益	771
計	84,502
費用の部	
営業費用	78,817
医業費用	75,552
給与費	42,522
材料費	18,887
経費	10,616
減価償却費	3,413
研究研修費	113
受託事業費	211
一般管理費	3,054
営業外費用	4,020

臨時損失	50
計	82,888
純利益	1,615

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

3 資金計画 (令和3年度～令和7年度)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	95,007
業務活動による収入	84,300
診療業務による収入	69,550
運営費負担金・交付金による収入	5,450
補助金等収入	4,232
救命負担金収入	3,500
その他の業務活動による収入	1,568
投資活動による収入	1,225
運営負担金による収入	150
その他投資活動による収入	1,075
財務活動による収入	8,739
長期借入による収入	2,739
その他の財政活動による収入	6,000
繰越金	743
資金支出	94,734
業務活動による支出	77,902
給与費支出	43,056
材料費支出	18,887
その他の業務活動による支出	15,960
投資活動による支出	2,938
有形固定資産の取得による支出	2,938
財務活動による支出	13,894
長期借入の返済による支出	2,667
移行前地方債償還債務の償還による支出	5,101
リース債務の返済による支出	126
その他の財政活動による支出	6,000
次期中期目標の期間への繰越金	274

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 2,500 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 負担金補助金の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）については、次に定める額とする。

(1) 診療を受ける者（次項に規定する者を除く。）の料金は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項又は第 85 条第 2 項又は第 85 条の 2 第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項又は第 74 条第 2 項又は第 75 条第 2 項の規定により、厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

(2) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により保険給付を受ける者については、各労働基準局長と協定した費用の額の算定方法により算定した額とする。

(3) 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 26 条の規定により診療を受ける者については、地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。

(4) 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者及び前各号に掲げる者以外のものについては、理事長が別に定める額とする。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。

(5) 前各号の場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく消費税又は地方消費税が課される部分があるときは、前各号に定める額に当該部分に係る額に消費税の額及び地方消費税の額に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算するものとする。

2 徴収猶予、減免等

(1) 理事長は、災害その他特別の理由により診療料等の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。

(2) 理事長は、特別の理由があると認めるときは、診療料等の全部又は一部を減免すること

ができる。

(3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により診療料等の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。

(4) 既納の診療料等は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11 地方独立行政法人りんくう総合医療センターの業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（令和3年度～令和7年度）（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	総額 3,917	泉佐野市長期借入金等

備考： 1 金額については見込みである。

2 各事業年度の泉佐野市長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担（単位：百万円）

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	5,101	1,186	6,287
長期借入金償還債務	2,667	6,904	9,571

3 積立金の処分に関する計画

なし